

美濃加茂市スポーツ協会規約施行細則

第1条 この細則は、市スポーツ協会規約第26条の規定に基づき、同規約の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本会に備えつける書類及び帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 規約
- (2) 役職員名簿
- (3) 理事会議事
- (4) 予算に関する書類及び証拠書類

第3条 加盟団体は毎年4月10日までに、次の書類及び分担金を会長あて事務局に提出しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 所属加盟団体及び会員一覧表
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 理事の住所、勤務先、氏名
- (5) 分担金
- (6) その他本会の目的達成に必要と思われる事項

第4条 加盟団体は、選出した理事、団体規約、その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

第5条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 事務所所在地、連絡責任者（職業、氏名）
- (3) 規約
- (4) 所属団体、会員一覧表
- (5) 前年度事業概要
- (6) 役員名簿（氏名、住所）
- (7) 当該年度事業計画書
- (8) 当該年度収支予算書
- (9) 加盟趣意書

第6条 加盟の承認を得た団体は、直ちに関係書類を提出し、理事1名を選出し、その住所、勤務先、氏名を本会会長に報告しなければならない。

附 則

分担金の金額は理事会によって決定する。

昭和37年4月26日 可決

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。